

伸縮式高低圧用検電器
KEW5720
取扱安全上のご注意

このたび、伸縮式高低圧用検電器をお買い上げいただきまして、誠にありがとうございます。
安全にご使用いただくためにもこの取扱説明書をよくお読みいただき、正しくご使用ください。
また、この取扱説明書は常に手元においてご使用ください。この取扱説明書を紛失された場合は弊社にお問い合わせください。

安全上のご注意

この取扱説明書の表示では安全にお使いいただくために絵表示付きの警告見出しを使っています。これらの見出しのついた注意書きには、あなたや他の人々への危害や損害を未然に防ぐための大事な注意が載っています。

警告見出しのついた注意書きはつぎのことを知らせています。内容をよく理解してから本文をお読みください。

警告		この「警告」事項を無視して誤った取り扱いをすると、人が死亡したり重傷を負ったりすることがあります。
注意		この「注意」事項を無視して誤った取り扱いをすると、正しく検電できないことがあります。また、状況によっては重大な結果に結びつく可能性がありますので、必ず守ってください。
禁止		絶対に行ってはならない「禁止」事項です。
強制		必ず実行していただく「強制」事項です。

 警告

- ⊘ 1 本体ケースおよび伸縮パイプにヒビ・割れ・カケがあるときは絶対に使用しないでください。
- ❗ 2 使用前には必ず検電器チェッカ（市販品）やテストボタンなどで動作を確認してください。
- ⊘ 3 検電時は握り部以外、絶対に握らないでください。限界ツバをはみ出して握った状態で検電した場合、感電の恐れがあります。
- ❗ 4 やむを得ない理由により収縮状態で高圧を検電する場合には必ず保護具（高圧絶縁ゴム手袋、ゴム長靴）を着用してください。
- ❗ 5 検電時には握り部をしっかりと握って使用してください。特に低圧検電の場合は握り部の端をつまんだ状態で検電すると動作開始電圧が変わり、誤った検電結果となります。
- ⊘ 7 本検電器は高低圧用です。AC7,000V を超える特別高圧電路には使用しないでください。
- ⊘ 8 本検電器の検出部は防滴構造となっていますが、伸縮パイプの中には水が浸入しますので雨中での使用や水の中には入れないでください。
なお、伸縮パイプの表面や内面に水が付着した状態でのご使用は危険ですから絶対にお止めください。
- ⊘ 9 この取扱説明書に記載されている以外の使い方はしないでください。

 注意

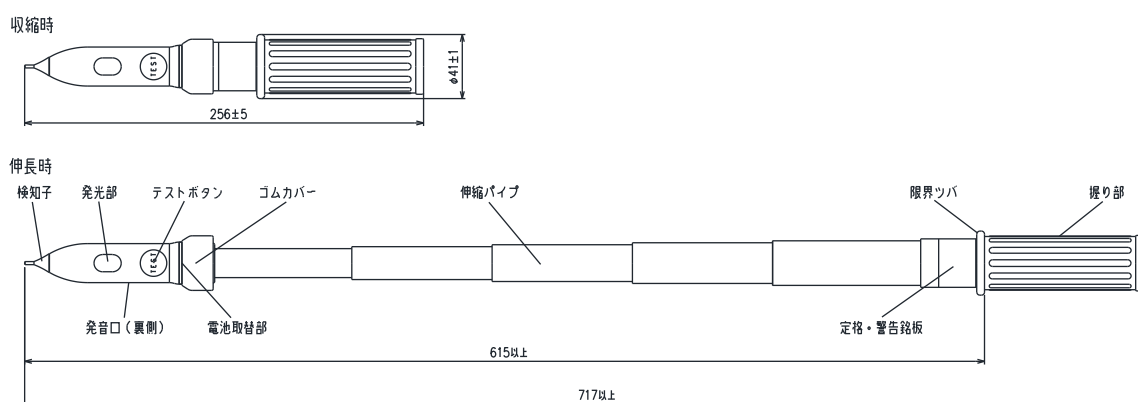
- ⊘ 1 使用温湿度範囲は $-10^{\circ}\text{C} \sim +50^{\circ}\text{C}$ 、85%以下ですので、それ以外の温湿度では使用しないでください。
- ⊘ 2 分解・改造やご自身での修理は行わないでください。
- ⊘ 3 車の中の直射日光が当たる場所など高温になるところに放置しないでください。
- ❗ 4 強い衝撃や振動を与えないでください。
- ❗ 5 電池取替部はしっかりと締めてお使いください。
- ⊘ 6 本体ケース、伸縮パイプの表面や内面が結露や雨等による水滴・水膜に覆われているような状態のときは使用しないでください。
- ❗ 7 本体ケース、伸縮パイプの表面が汚れている状態では使用しないで、きれいに清掃してからご使用ください。
- ⊘ 8 シンナー・ベンジンなどの有機溶剤で清掃しないでください。
- ❗ 9 消耗した電池は取り替えてください。液漏れなどによる故障の原因になります。
- ⊘ 10 日本国内でのみ使用し、国外へ持ち出さないでください。

検電器の説明

この検電器は AC80V～7,000V の電線路などの検電を行うもので、検電対象物の電圧により、伸縮パイプを縮めた状態で低圧、伸ばした状態で高圧の電圧を検出し、それぞれ握る位置を変えることなく検電を行うことができます。

検電器の仕様

形 名	KEW5720
使用電圧範囲	AC80V～7,000V
使用周波数	50/60Hz 共用
動作開始電圧	「低圧」(収縮状態) AC80V 「高圧」(伸長状態) AC400V (*被覆線 3,300V) 電圧値は対地電圧を示し、検出可能電圧がこの数値以上であることを示しています。 *印は屋外用架橋ポリエチレン電線(芯線直径 5mm)の被覆上から検電するときの値です。芯線直径(断面積)が大きくなると動作開始電圧が低くなります。(検出感度が上昇する)
動作表示	発音 1m 離れた位置で 50dB 以上 発光 8,000lx の明るさの中で 1m 離れた位置確認可能
絶縁抵抗	1,000V メガにて 200MΩ 以上 (検知子～握り部間) 伸長状態において
絶縁耐力	AC20kV 1 分間 (検知子～握り部間) 伸長状態において
漏洩電流	絶縁耐力試験時に 100μA 以下
使用電池	R3 (単 4 形) 1.5V × 2 個
使用温湿度範囲	－10℃～＋50℃、85%以下
質 量	約 230g (電池を含む)



外形寸法図 [mm]

検電器の使用方法

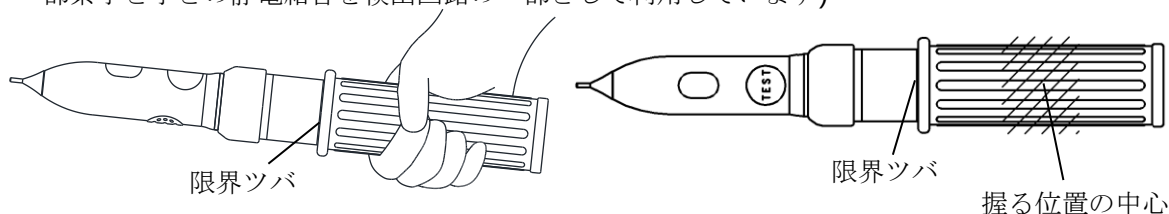
1 検電前の確認

- ⊘ (1) 外観・構造に異常のないこと(本体ケース、伸縮パイプにヒビ・割れ・カケがないこと)を確認してください。異常のある場合は絶対に使用しないでください。
- ❗ また、本体ケース、伸縮パイプの表面が汚れている場合はきれいな乾いた布で汚れを拭き取ってから使用してください。
- ❗ (2) テストボタンを押し、発音発光(連続音光)の動作が連続することを確認してください。(テスト動作)
- ❗ このとき、動作しない場合や発音発光が弱い場合は電池を新品に取り替えてください。
- ❗ (3) 検電器チェッカ(市販品)やテストボタンで動作を確認してください。
- ⊘ 発音発光しないときは検電器が故障している可能性がありますので、使用しないでください。

2 検電方法

低圧検電の場合

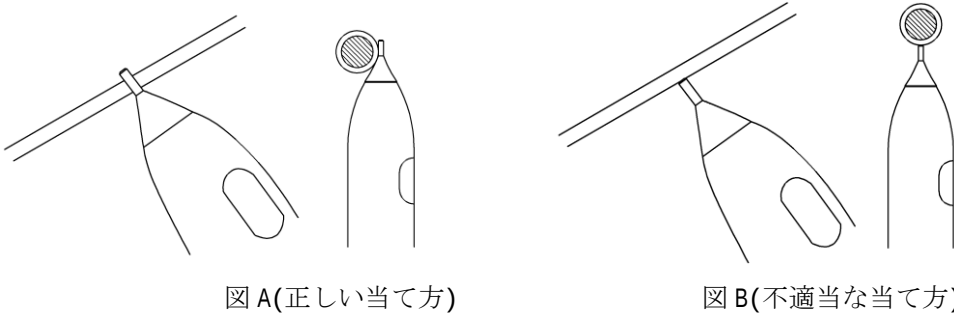
- ❗ (1) 縮めた状態で検電器の握り部を限界ツバからはみ出さないようにしっかり握り、先端の検知子を検電する部分に確実に接触させてください。
- 握る位置は握り部の中心としてください。また、握り部の一部をつまんだだけで検電すると動作開始電圧が高くなり、正しい検電ができませんのでご注意ください。(本器は握り部の内部素子と手との静電結合を検出回路の一部として利用しています)



- (2) 検電した部分が充電されている場合は発音発光の動作を行います。

高圧検電の場合

- ❗ (1) 伸縮パイプをガタがないようにしっかりと伸ばしてください。
このとき握り部を持って先端部分を 2～3 回軽く振り、ガタがないことを確認してください。
- ❗ (2) 限界ツバからはみ出さないように握り部をしっかりと握り、先端の検知子を検電する部分に確実に接触させてください。
絶縁電線の被覆の上から検電するときは、図 A のようにしてご使用ください。図 B の当て方では動作開始電圧が高くなり、正しい検電ができませんのでご注意ください。



- (3) 検電した部分が充電されている場合は発音発光の動作を行います。
- ❗ (4) 検電後は伸縮パイプ表面に付着したゴミ、ホコリ等を速やかに拭き取ってください。
ゴミ、ホコリ等が付着した状態での収納は伸縮パイプの絶縁劣化を早める原因となります。
- ❗ (5) 伸縮パイプの各節を回しながら一段づつ確実に緩め、収縮してください。
- ⊘ 先端部を壁や地面へ打ち付ける等の乱暴な収縮は絶対に行わないでください。

3 電池の取替方法

- (1) ゴムカバー部分を固定し、本体ケースを回してください。
- ❗ (2) 電池の極性 (+・- 電池収納部に表示) を間違えないように十分に注意して取り替えてください。
- ❗ (3) 本体ケースをしっかりと締めてください。
- ❗ (4) 電池が正しく取り付けられていることを確認するため、テストボタンを押して発音発光の動作が連続することを確認してください。

4 検電時の注意事項

- ⚠ (1) 収縮状態（低圧感度）で高圧を検電した場合、周囲の状況により異なりますが、6kV 配電線では約 30cm 離れた位置から発音発光を開始します。
- ⚠ (2) 活線と停止線が交差または併架などにより接近し、活線からの誘導により停止線に電圧が発生しているときには動作することがあります。
- ⚠ (3) 人体および検電器が誘導電圧を受けているときに、検知子をアースに当てると動作することがあります。

- ⚠ 動作開始電圧は、他の電圧の影響を受ける場所や検電器の握り方、当て方などで変わることがあります。
- ⚠ (4) 低圧非接地回路では動作しない場合があります。
- ⚠ (5) 接地されていない金属管や金属ケース等の検電では誘導電圧により動作することがあります。

5 保守・維持・管理

- ❗ (1) 直射日光の当たらない乾燥したところに保管してください。
- ❗ (2) 伸縮パイプ内面および外面に水が付着している場合は、きれいな乾いた布で汚れを拭き取り、乾燥させてから使用してください。
- ❗ (3) 廃棄する場合は産業廃棄物として処分してください。
- ❗ (4) 使用済電池は各地方の自治体の指示に従い、適切に処分してください。
- ❗ (5) 長期間保管する場合は電池を取り外してください。
- ❗ (6) 安全にご使用いただくためにも半年に 1 回程度、試験電圧 10kV 以上の耐電圧試験（定期自主点検）を実施してください。

(注) 本検電器の仕様は改良のため、予告なく変更することがあります。

関連規則	労働安全衛生規則 第 342 条	(高圧活線近接作業)
	労働安全衛生規則 第 352 条	(電気機械器具等の使用前点検等)
	産業安全研究所技術指針 RIIS-TR-85-2	(点検)

アフターサービス

●修理・校正を依頼されるには

お買い上げいただいた販売店または弊社サービスセンターにお送りください。

●製品のご使用に関するお問い合わせは

弊社お客様相談室にご連絡ください。

●補修用部品の保有期間

本製品の機能・性能を維持するために必要な補修部品を製造打ち切り後、5年間を目安に保有しています。

■ホームページのご案内

www.kew-ltd.co.jp

●新製品情報 ●取扱説明書／ソフトウェア／単品カタログのダウンロード

●販売終了製品情報

ご使用に関するお問い合わせは

共立電気計器 お客様相談室

電話受付時間 9:00～12:00、13:00～17:00
(土・日・祝日・年末年始・夏季休暇を除く)



0120-62-1172

※折り返しお電話させていただくことがございますので
発信者番号の通知にご協力いただきますようお願いいたします。

※フリーコールをご利用いただけない場合は、
お手数をおかけしますが最寄りの弊社営業所へおかけ下さい。

修理・校正に関するお問い合わせは

共立電気計器 サービスセンター

営業時間 8:40～12:00、13:00～17:30
(土・日・祝日・年末年始・夏季休暇を除く)



0894-62-1172

修理を依頼される場合は事前に電池の消耗、ヒューズや
測定コードの断線を確認してから輸送中に損傷しないように
十分梱包した上で弊社サービスセンターまでお送りください。

送付先：〒797-0045 愛媛県西予市宇和町坂戸480

保 証 書

K E W 5 7 2 0	製造番号
保証期間	ご購入日（ 年 月 日）より1年間

共立製品をお買い上げいただきありがとうございます。保証期間内に正常なご使用状態で万一故障が生じた場合は、保証規定により無償修理をさせていただきます。本書を添付の上ご依頼ください。

お名前	
ご住所	〒
T E L	

- ◎本保証書に製造番号、ご購入日、およびお名前、ご連絡先をご記入の上、大切に保管してください。
- ◎本保証書の再発行はいたしません。
- ◎本保証書は日本国内でのみ有効です。 This warranty is valid only in Japan.

保証規定

保証期間内に生じた故障は無償で修理いたします。

但し、下記事項に該当する場合は対象から除外させていただきます。

1. 取扱説明書と異なる不適切な取扱い、または使用方法が原因で発生した故障。
2. お買い上げ後の持ち運びや輸送の間に、落下させるなど異常な衝撃が加わって生じた故障。
3. 弊社サービス担当者以外による改造、修理が原因で生じた故障。
4. 火災、地震、水害、公害及びその他の天変地異が原因で生じた故障。
5. 傷など外観上の変化。
6. その他弊社の責任と見なされない故障。
7. 電池など消耗品の交換、補充。
8. 保証書のご提出がない場合。



®

共立電気計器株式会社

本 社
東京オフィス

〒152-0031 東京都目黒区中根 2-5-20
☎ 03(3723)7021 FAX. 03(3723)0139